

新潟市HACCP普及推進連絡協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市におけるHACCP普及の政策における課題等について意見を聴取することを目的とし、次に掲げることについて、意見交換を行うため、新潟市HACCP普及推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

- (1) HACCP普及推進の政策に関すること。
- (2) そのほか、連絡協議会が必要と認めること。

(委員構成)

第2条 連絡協議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食品等関係団体の役員又は職員
- (3) 食品等関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 通算の在任期間は6年を超えて再任することができない。ただし、専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、連絡協議会の進行を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、必要の都度、市長が招集する。

- 2 連絡協議会の会議及び議事の概要は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれる事項に関する会議及び議事の概要は全部又は一部を非公開とする。
- 3 市長は、必要があるときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、保健衛生部保健所食の安全推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。